

富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付申請書

（宛先）富山市長

申請者 住 所
氏 名

富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金の交付を受けたいので、富山市公共交通沿線住宅取得支援事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。

なお、申請を行うにあたり、市長が申請者の住民基本台帳情報や市税の課税・納税状況について調査し、補助金の交付の決定に必要な情報を得ることに同意します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類 別紙のとおり

3 振込先

金融機関	銀行・信用金庫・信用組合 農協・その他（ ） 店						
預金種目	普通・当座・（ ）						
口座番号							
フリガナ							
口座名義							

※申請者が連名の場合や申請者口座以外に振込を希望される場合は、下記の委任状も併せて記入してください。

本件に係る金額の領収に関する一切の権限を下記のものに委任します。

受任者 住所 _____

氏名 _____

別紙4

提出書類一覧及び確認事項

1 交付の申請に必要な添付書類（以下の内容を確認の上、提出してください）

提出書類		内容	確認欄 (✓を記入)
別紙4	提出書類一覧及び確認事項	申請者確認欄	
別紙5	申請内訳書	当該住宅の新築及び購入に関する概要	
添 付 書 等	金銭消費貸借契約証書の写し（約款も含め契約書一式）	金融機関等から、土地の取得を含む居住用の住宅を新築又は購入するために借入したことがわかるもの 上記以外の用途の資金が入っている場合はその内訳がわかるもの	
	市区町村税の納税証明書（原本）	税の滞納がないことを証するもの（概ね1ヶ月に取得した最新年度のもので、申請者全員分）	
	住宅の登記簿謄本（原本）	住宅の取得に伴う所有権保存登記がなされているもの（事業計画の認定の申請時に提出済みの場合は提出不要）	
	建築基準法の規定による検査済証の写し又は台帳記載証明書（原本）等	敷地内の建築物について、建築基準法等の規定に適合し、完了検査を受けたことがわかるもの（認定申請時に提出済みの場合は提出不要）	
その他市長が必要と認めるもの		変更に伴う書類（変更認定を必要としない場合）等	

2 確認事項（以下の内容を確認の上、提出してください）

内容	確認欄 (✓を記入)
<p>1 次に掲げる基準を遵守し、本申請を行うこと。</p> <p>(1) 公共交通沿線住宅指針1-1 一戸建て住宅（認定申請書別紙2参照）</p> <p>(2) 公共交通沿線居住環境指針（基本指針）2-1 一戸建て住宅（認定申請書別紙3参照）※一戸建て住宅のみ</p> <p>(3) 公共交通沿線居住環境指針（高さ指針）（認定申請書別紙2参照）※一戸建て住宅のみ</p> <p>(4) 敷地内緑化基準（認定申請書別紙3参照）※一戸建て住宅のみ</p> <p>(5) 公共交通沿線住宅指針1-3 共同住宅（取得する場合）（別紙5参照）※共同住宅のみ</p> <p>2 次のいずれかに該当する者は、本申請を行うことができないこと。</p> <p>(1) 市の住宅建設又は取得に関連した補助金の交付を受けている者</p> <p>(2) 建築基準法、都市計画法、市のまちづくりに関する条例等の規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、その指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める者</p> <p>(3) 暴力団又は暴力団員</p> <p>(4) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者</p> <p>(5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、補助金の交付をすることが不適当であると市長が認める者</p> <p>3 次のいずれかに該当するときは、市長が補助金の交付の決定を取り消すことがあること。また、この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を行わなければならないこと。</p> <p>(1) 偽り、その他不正な手段により、補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件、法令及び又はこの要綱に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。</p> <p>(3) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき。</p> <p>(4) その他市長が相当の理由があると認めたとき。</p>	

申請内訳書

1 建築主等（申請者）の概要

フリガナ	
氏名	
生年月日	
電話番号	

2 敷地及び建築物の概要

地名地番	富山市		
住宅の種類	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 中古	<input type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 共同住宅
住宅取得に伴う 所有権保存登記の受付日	年 月 日		
住戸専用面積	m ²	敷地面積 ※戸建てのみ	m ²
緑化面積（全体） ※戸建てのみ	m ²	緑化面積（接道部） ※戸建てのみ	m ²

3 軽微な変更に関する事項（一戸建て住宅で軽微な変更がある場合のみ）

変更の内容	変更前	変更後

【注意事項】

軽微な変更がある場合は、変更の内容を示す書類を添付してください。事業計画を変更し、住宅に関して建築基準法第6条に規定する建築確認の変更を要した場合は、この交付の申請の前に「富山市公共交通沿線住宅取得事業計画変更認定申請書（様式第3号）」及び変更の内容を示す書類の提出が必要です。

4 補助申請額

(a) 住宅ローン借入額 (当該住宅の新築又は購入及び土地の取得に関する費用に係るもの)	円
(b) (a)の3%の額（千円未満切捨て）	円
(c) 補助限度額（300,000円＋（1）＋（2）） （1）区域外から転居・転入の場合 100,000円 （2）住戸専用面積125m ² 以上の住宅で、60歳以上の高齢者を含む4人以上で居住する場合 100,000円	円
(d) 補助申請額（(b)と(c)のうち少ない方の額）	円

参考：公共交通沿線住宅指針・居住環境指針

公共交通沿線住宅指針1-3 共同住宅（取得する場合）

内容	項目	指針	区分
(2)安全性	ア 耐震基準との適合	(ア)新築の場合 特に規定なし (イ)中古住宅を購入する場合 昭和56年6月1日以降に着工した建物 ・昭和56年5月31日以前に着工した建物は、耐震改修工事が必要となる場合があります。	遵守